

令和4年度 就学援助のお知らせ

蕨市教育委員会

蕨市では、経済的な理由により、就学のための給食費や学用品費などの支払いが困難な家庭に対し、それらの費用の一部を援助する制度があります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯への就学援助も行っております。

1. 対象となる世帯

蕨市に住民登録があり、公立小・中学校に在籍する児童生徒のいる世帯で、生計が同一(*1)な世帯員全員の所得合計額が認定基準額に満たない世帯

【就学援助の対象となる所得の目安】※生計が同一な世帯構成や年齢によって基準額が異なります。表は一例ですので、目安としてください。

世帯人数	世帯構成 (父又は母の年齢が20～40才の場合の例)	世帯総所得額(*2,3)	
		持家の場合	借家の場合 (家賃額が上限の場合) ※家賃が確認できる書類を添付された場合に適用
2人	父または母・小学生	約192万円未満	約267万円未満
3人	父・母・小学生	約261万円未満	約335万円未満
4人	父・母・小学生・幼児	約303万円未満	約377万円未満
5人	父・母・中学生・小学生・幼児	約378万円未満	約453万円未満

*1 「生計が同一」とは、同居しているにかかわらず、家計が一部でも共にしている方も世帯に含めます。

*2 「世帯総所得額」とは、生計が同一な世帯員全員の所得額(給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額)の合計額です。

*3 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変して申請する方は、対象となる所得の目安は異なります。

2. 申請の手続

「令和4年度 蕨市就学援助受給申請書」及び「添付書類」をお子さんの在籍する学校へ提出してください。(申請書は、4月より市内学校・市役所で配布します。また、市のHPからダウンロードできます。)

◆添付書類が必要な方◆

◎借家にお住まいの方

借家にお住まいの方で、借家の場合の基準で審査を希望される方は、月額の家賃、契約期間及び契約者名が確認できる書類(賃貸契約書等)の写しを提出してください。

提出がない場合や必要事項が記載されていない場合は、持家の基準で審査をいたします。

◎令和4年1月1日に蕨市に住民登録のない方

令和4年度(令和3年)所得課税証明書を提出してください。

※証明書は令和4年1月1日に住民登録のあった市区町村で6月以降に発行されます。

発行前に申請書を提出された方は、後日証明書の提出をお願いします。

※証明書は所得金額と所得控除金額の内訳及び扶養関係の記載があるものが必要です。

世帯全員(18才以上)の証明書が必要です。

◎新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変して申請する方

急変した収入状況が客観的にわかる書類を提出してください。

(例:離職票や令和4年1月から直近までの給与明細など)

3. 申請期間 お子さんの在籍する学校へ提出してください。

当初申請:令和4年4月8日(金)から5月31日(火)まで【厳守】

途中申請:令和4年6月1日(水)以降随時

4. 受給認定期間

当初申請で認定をされた方 …… 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

途中申請で認定をされた方 …… 申請をした月の翌月1日から令和5年3月31日まで

※当初申請で不認定となった方が改めて申請し、認定をされた場合は、改めて申請した月の翌月から適用となります。

※転出をして期間中に取消になった場合は、転出日までが対象となります。

5. 審査について

- ①審査は世帯全員の所得金額を確認します。そのため収入の有無にかかわらず、18才以上の方の所得の申告(令和4年度【令和3年分】)を済ませていることが前提となります。審査時に申告のない方が世帯の中にいる場合は、不認定となりますのであらかじめご了承ください。
(不認定となった後で、対象の世帯員の所得の申告を済ませてから再度申請をすることはできますが、認定された場合の受給認定期間は、再度申請を行った月の翌月からの適用になります。)
- ②借家にお住まいの方で、借家の場合の基準で審査を希望される方は、賃貸契約書等の写しなど、月額の家賃、契約期間及び契約者名が確認できる書類を申請時に必ず提出してください。
提出がない場合は、持家の基準で審査をいたします。
(持家の基準での審査が不認定となった後で、借家の場合の基準で再度審査を希望される場合は、改めて申請が必要となります。また、認定された場合の受給認定期間は、再度申請を行った月の翌月からの適用になります。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の方は、ご提出していただいた書類を元に審査いたします。

6. 審査結果

当初申請:6月中旬以降順次、学校を通じてお知らせします。
途中申請:申請した月の翌月中旬頃学校を通じてお知らせします。

7. 主な就学援助の項目(金額は令和3年度支給額)

支給費目	小学校		中学校		備考
	対象	金額	対象	金額	
学用品費等	1年	年額11,630円	1年	年額22,730円	学期ごとに支給 (学期の途中での認定や取り消しについては、月割で計算)
	2～6年	年額13,900円	2～3年	年額25,000円	
新入学学用品費	1年	51,060円	1年	60,000円	4月1日付認定者に支給
	就学予定者		小学6年		2月1日時点での認定者に支給
給食費	1～6年	給食費相当額	1～3年	給食費相当額	
校外活動費	1～6年	補助対象経費 (学校の報告に基づく)	1～3年	補助対象経費 (学校の報告に基づく)	実施後支給
林間学校費	該当学年		該当学年		
修学旅行費					
医療費	1～6年	補助対象経費	1～3年	補助対象経費	医療機関に振込
体育実技用具費	—	—	1～3年	補助対象経費 (4,500円以内)	購入確認後支給

8. 注意事項

- 転居や転校、世帯の状況等に変更があった場合は、異動届の提出が必要となりますので、必ず学校又は下記問い合わせ先まで連絡をしてください。
- 世帯状況等の調査のため訪問などにより確認させていただくことがありますのでご了承ください。
- 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取消し、支給済みの援助費をお返しいただくこともあります。
- 給食費や学年費、修学旅行費などの積立等については、各学校が独自の方法で集金しています。就学援助は、学校の集金を免除するものではないため、学校の集金は必ず支払ってください。なお、集金の内容の確認や払戻しについてはお子さまが通う学校へお問い合わせください。

9. 問い合わせ先

蕨市教育委員会 教育部 学校教育課 学務係
048-433-7728(電話) 048-433-7731(FAX)